

## 1 危機管理マニュアルの目的と位置付け

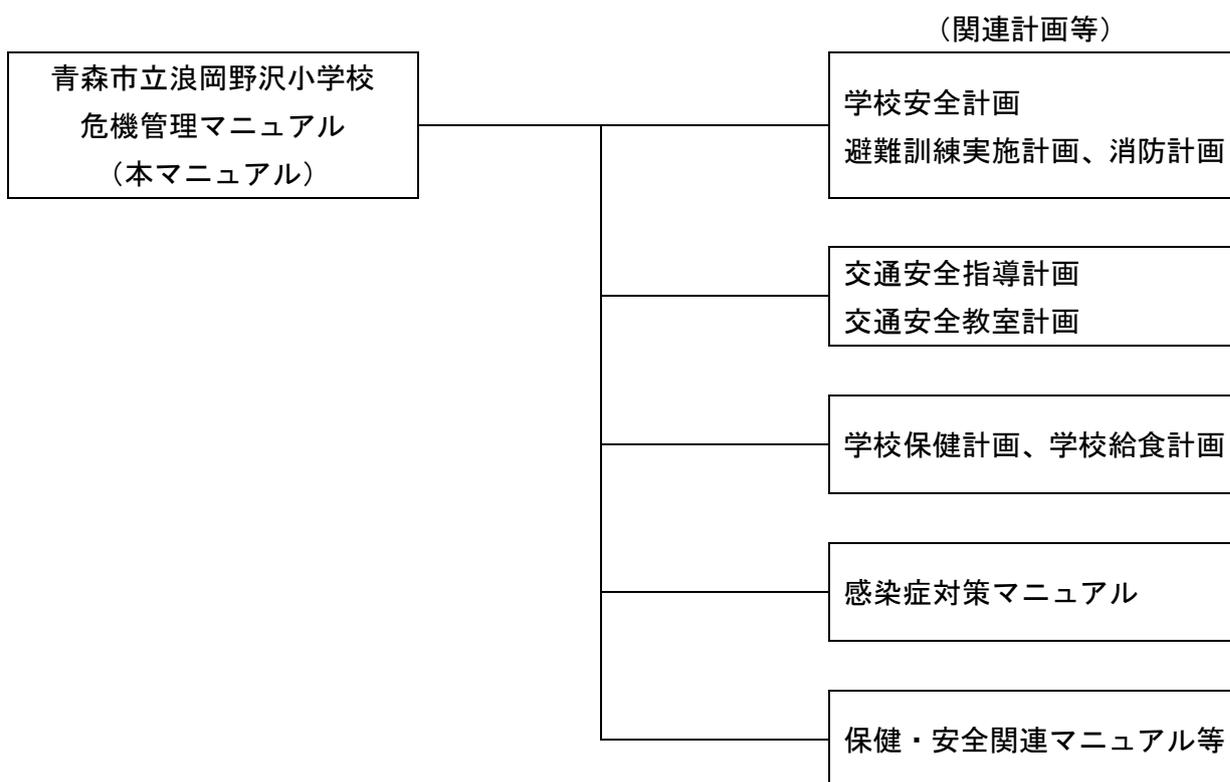
### (1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害時から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

また本校は、青森市地域防災計画において災害対策基本法に基づく防災活動拠点施設に指定されている。このため、本マニュアルは同法第16条6項に基づく「避難確保計画」としても位置づけられる。

### (2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校における他の学校安全に関する計画・マニュアル等と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



### (3) 危機管理の基本方針

- 児童及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- 学校と児童、保護者、関係機関との信頼関係を保つ
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

## 2 教職員・関係者等への周知等

### (1) 教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル確認	※本マニュアルに定める事項全般 ※各教職員の役割
職員会議等における周知	※季節ごとの注意点
避難訓練時の確認	※発生事象別の緊急対応手順 ※発災時の各教職員の役割

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

### (2) 児童・保護者への周知

校長は、本校の児童・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下の通り周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
児童	※新年度開始時期の学級活動 ※各種避難訓練 ※防災に関する学習	※本校で想定される事故・災害等 ※事故・災害の未然防止、事前の備えとして児童が行うべき事項 ※事故・災害の発生時に児童がとるべき行動
保護者	※HPへの掲載 ※避難訓練（引渡し）	※本校で想定される事故・災害等 ※事故・災害の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 ※事故・災害の発生時に保護者がとるべき行動（引渡し等）

### (3) 関係機関への周知

校長は、毎年開催する学校運営協議会や各種会議等の協議の場を通じて、以下の関係機関に対し、必要に応じて本マニュアルに定める事項を周知するものとする。

- 浪岡中学校区学校運営協議会
- 青森南警察署
- 青森地域広域事務組合浪岡消防署
- 学校医・学校歯科医・学校薬剤師
- 青森市総務部危機管理課
- 青森市教育委員会事務局

### 3 マニュアルの保管と見直し・改善

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて以下の通り配付・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度確実に更新するものとする。

#### (1) 本マニュアル保管場所・保管方法

電子データ	学校ファイルS V→02_教頭→00 マニュアル関連フォルダ内
印刷製本版	職員室、教頭背面書架

#### (2) 緊急時対応手順の掲示

本マニュアルのうち、人名に直結するなど特に緊急性が高い事象については、発生直後の緊急時対応手順（フロー）を下記の箇所に示す。

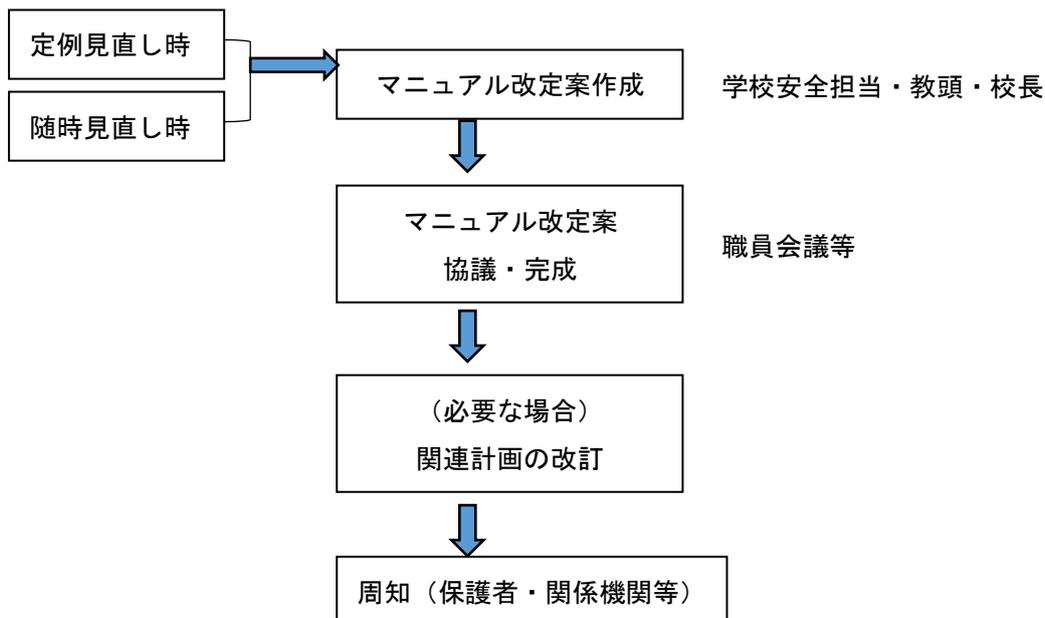
傷病者発生時対応手順	※職員室（※プールへ持ち込むファイル）
火災発生時対応手順	※職員室
緊急通報手順・通報先	※職員室

#### (3) マニュアルの見直しと改善

校長は下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	*毎年度当初、及び人事異動があったとき *各種訓練・研修等を実施した後 等
随時見直し	*青森市の知育防災計画、ハザードマップ等の改訂があったとき *先進校情報、その他マニュアルの改善・見直しに役立つ情報を入手したとき

見直し・改善の具体的な手順については、次図に示すとおりである。



#### 4 地域、学校、学区の現状

##### (1) 地域の特徴

本校の位置する青森市浪岡地区は青森県の西部、津軽平野の東端に位置している。その中で浪岡野沢小学校のある地区はりんご栽培が盛んな地域であり、多くの家庭でりんご栽培に従事している。

##### (2) 地域の災害履歴

青森市内における過去の主な災害のうち、特に本校周辺で被害等が発生した事故・災害等は以下の通りである。

###### 〈地震災害〉

年月日	被害状況等
	特になし

###### 〈風水害・土砂災害〉

年月日	被害状況等
	特になし

###### 〈その他事故・災害〉

年月日	被害状況等
	特になし

##### (3) 学校・学区の現状

本校は海拔34.1メートルであり、津波浸水区域外である。また校舎は平成8年完成である。

学区は吉野田、下石川、郷山前、樽沢の4つの地区があり、近隣学区からの学区外通学者もいる。徒歩通学のみならず、乗用車での送迎、スクールバスを利用する地域もある。在籍する児童、教職員の状況は以下の通りである。

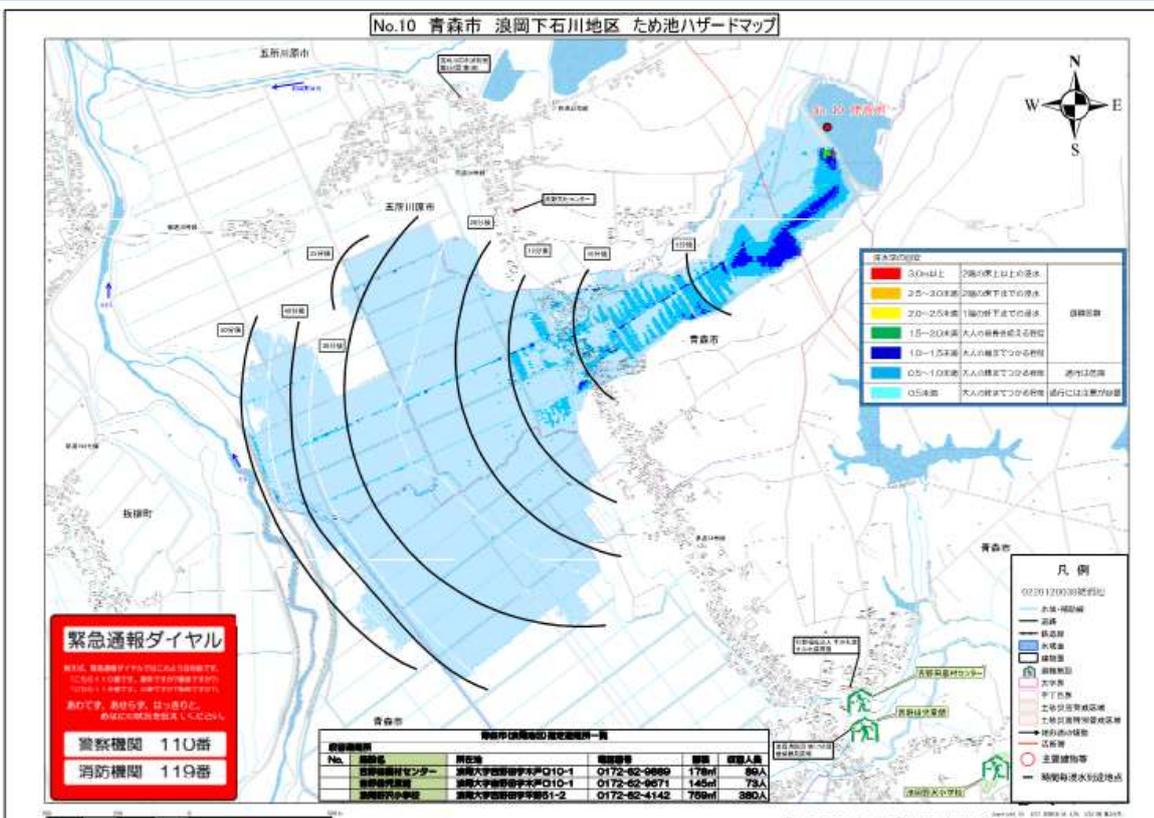
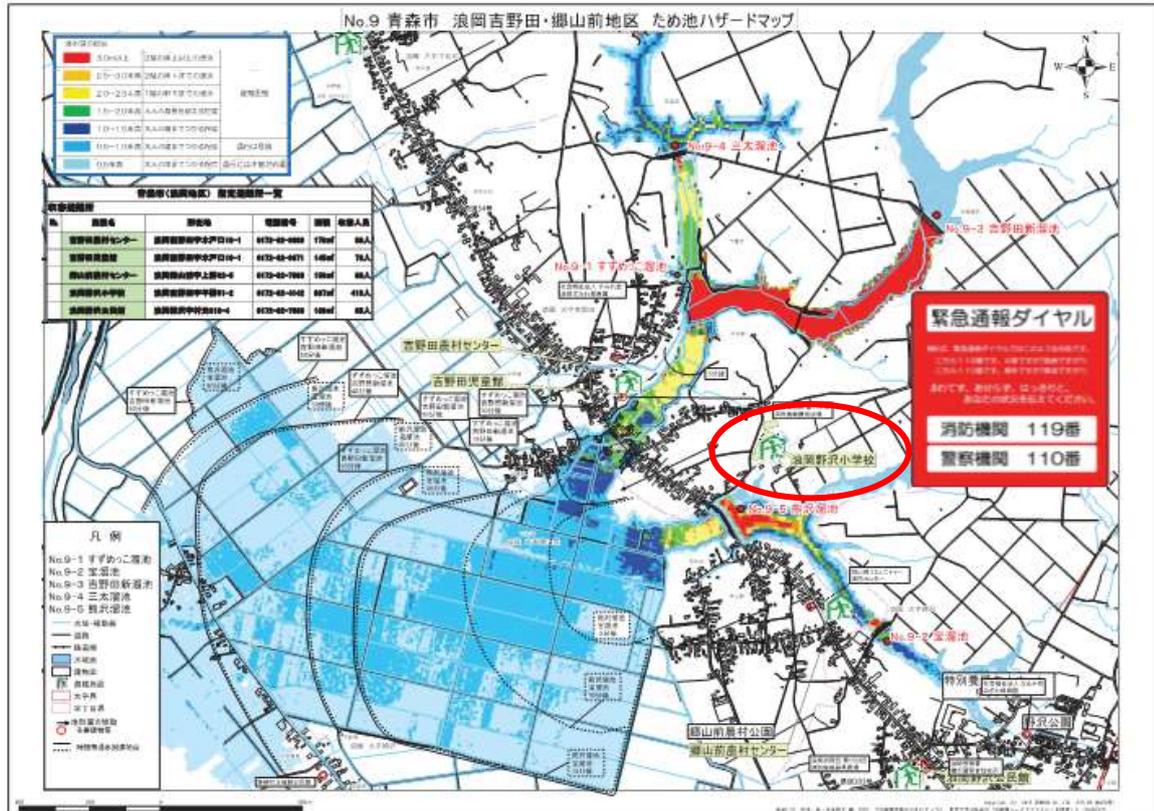
児童数		教職員数
全校児童	うち、避難等の際に特別な配慮を必要とする児童	
74人	特になし	17名
1年生 7人		青森市…9名
2年生 13人		弘前市…4名
3年生 11人		五所川原市…2名
4年生 13人		板柳町…1名
5年生 13人		田舎館村…1名
6年生 16人(特支1名)		

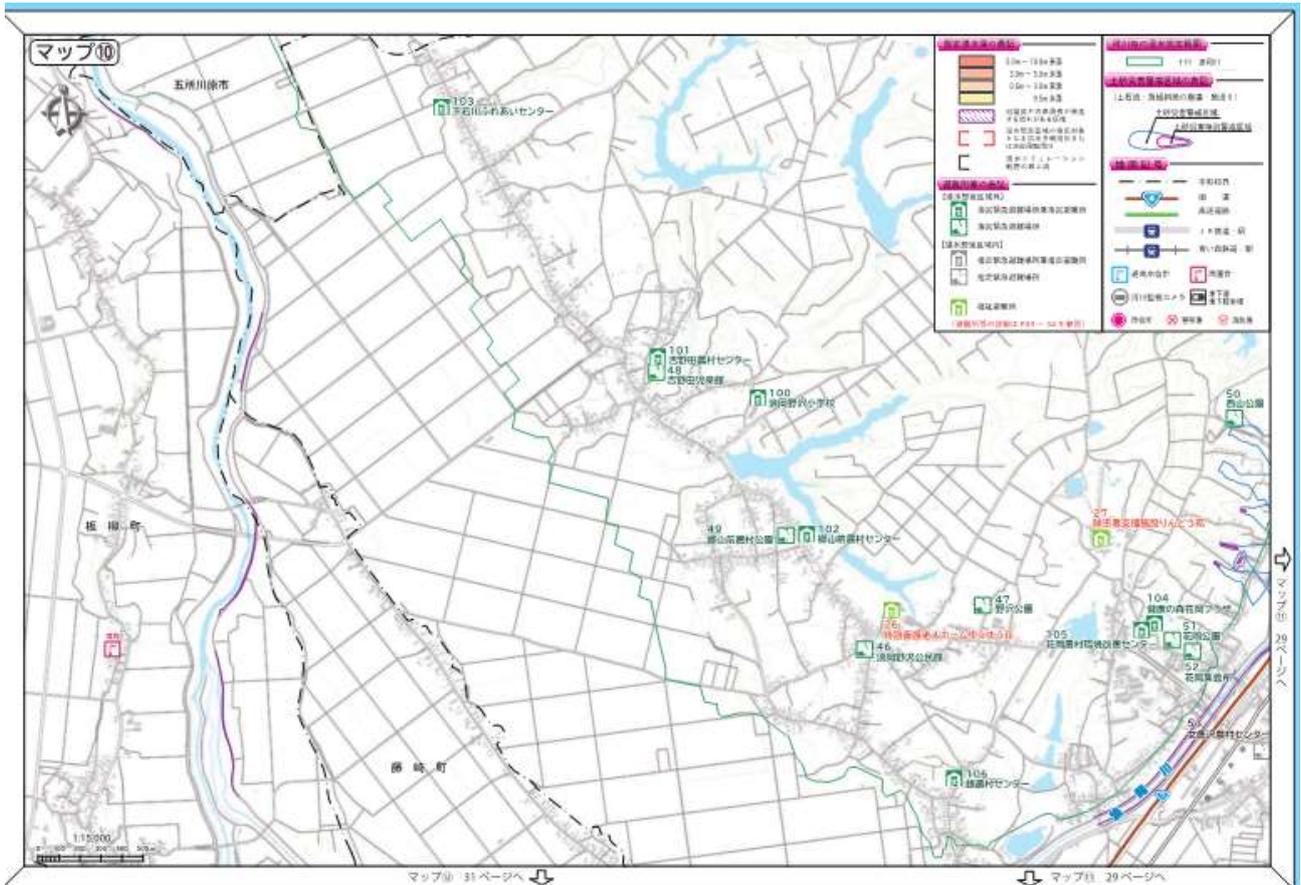
## 5 危機管理の前提となる危機事象等

### (1) 地震災害

### (2) 洪水等による浸水被害

※ため池ハザードマップ、洪水ハザードマップより（青森市：2021年6月）





- (3) 土砂災害
- (4) 過去の大雨等の被害
- (5) その他本校で想定される危機事項

危機事象		想定される事態
生活安全	傷病の発生	熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部損傷その他の外傷、階段・遊具等からの転落、急病等による心肺停止等
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声かけ、学校への犯罪予告、校内不審物
	食物等アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入等
交通安全	自動車事故	通学路上・校外活動中の自動車事故、スクールバスの事故
	自転車事故	通学路上の自転車事故
災害安全	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	豪雪	大雪による交通寸断、停電など
	大規模事故災害	施設等の爆発事故
	火災	校内施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻疹、新たな感染症等
	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質 (PM2.5)
	その他	インターネット上の犯罪被害 等

(6) 避難所等の指定状況

青森市の防災計画において、本校は以下のとおり災害時の指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている。

施設名	緊急避難可能な災害								
	洪水	土砂災害・土石流	がけ崩れ・地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火災	内水氾濫	火山現象
浪岡野沢小学校	○	○	○	○	○	○	×	○	○

6 平常時の危機管理体制

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、安全指導部を中心に危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策をとりまとめる。

〈浪岡野沢小学校 安全指導部〉

安全指導担当者…安全点検、訓練、安全教育

教頭・事務…備品・備蓄管理、渉外、情報・通信、教職員研修

他教職員…日常の安全管理、安全点検、安全教育

## 7 事前の危機管理

### (1) 点検

#### ①校内における危険箇所等の抽出

##### ア 計画的な点検の実施（定期点検・日常点検）

- ・毎月1日を「安全点検の日」とし、施設設備の安全点検をする。（年12回）

→安全点検表の提出、確認、点検内容の評価・改善

- ・清掃担当場所では、日頃より施設設備の状況を確認する。

#### ②校外の危険箇所等の分析（臨時点検）

登下校をはじめ、近隣周辺で事故等が発生した際には、直ちに場所の確認と安全点検を実施するとともに、安全に関する取組について協議し、教職員全体で周知徹底し、児童の安全確保に努める。

##### ア 事故等情報を生かした点検（地域からの情報等）

- ・校外や通学路に関しては毎月の「ふれあい巡回」の際にも行う。
- ・地域の危険箇所の点検については6月に行う。
- ・春と長期休み明けには交通安全指導を行う。
- ・春に交通安全教室を行う。（歩行・自転車）

##### イ 関係機関と連携した点検（消防設備等）

- ・消防の点検（年1回）

→課題がある場合は複数での確認、記録に残す、所管の部署への連絡

### (2) 避難訓練〈詳細は避難訓練実施計画に示す〉

#### ①目的を明確にした訓練

##### ア 第1回〈5月実施〉地震を想定・保護者引渡し

##### イ 第2回〈9月実施〉火災を想定

##### ウ 第3回〈1月実施〉積雪時の火災の想定

※防犯教室〈7月実施〉

#### ②地域関係機関等と連携した訓練

### (3) 教職員研修

#### ①学校安全の中核となる教員の育成と校内研修の充実

##### ア 校外における研修

- ・県や国が主催する研修会への参加や講座の受講及び研究内容の共有

##### イ 校内における研修

- ・AEDを含む心肺蘇生法等の応急処置に関すること
- ・職員及び児童の安全確保と安否確認の方法
- ・児童の心のケアに関すること
- ・児童に対する安全・健康教育に関すること

（アレルギー等への対処方法、エピペン等の使用方法の確認）

### (4) 安全教育〈詳細は学校安全計画、学校安全全体計画、交通安全指導計画に示す〉

#### ①発達段階に応じた危険予測・危険回避能力の育成

##### ア 交通安全教室

##### イ 情報モラル教育

##### ウ 防犯教室

#### ②教育活動全体を通じた取組

##### ア 各教科等の取組

##### イ 青森市教育委員会と連携した不審者情報の共有

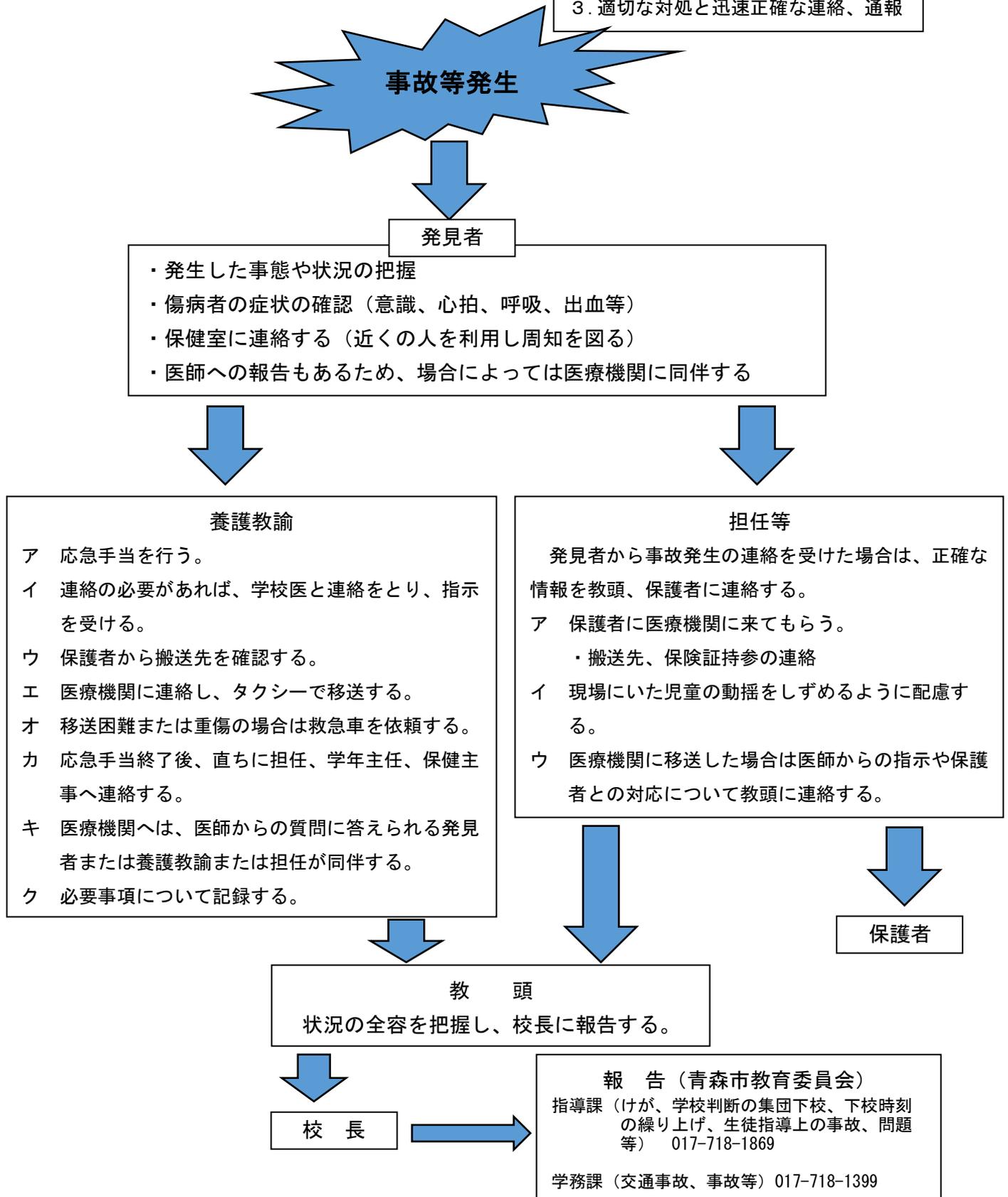
## 8 個別の危機管理

### (1) 事故発生時の対応

#### ①緊急連絡体制

#### 《方針》

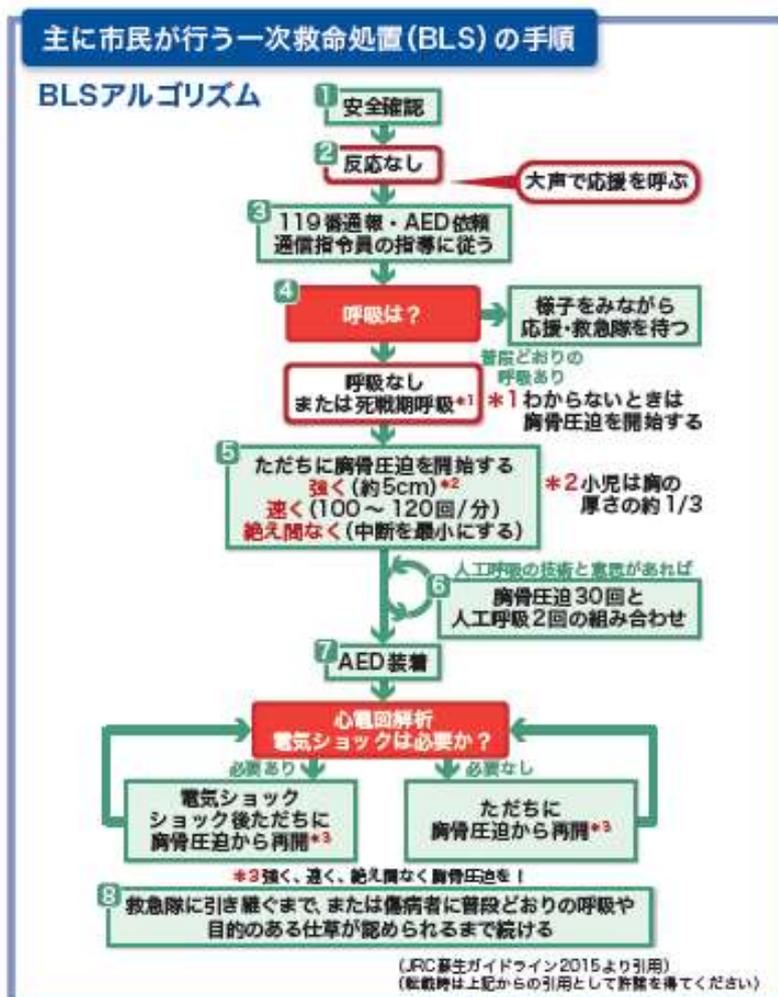
1. 児童の安全確保、生命維持最優先
2. 冷静で的確な判断と指示
3. 適切な対応と迅速正確な連絡、通報



## ②応急手当を実施する際の留意点

突然倒れた場合などは「119番」に通報し救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置が求められる。事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し行動する。

- ・被害児童の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- ・教職員は事故等の状況や被害児童等の様子に動揺せず、またその他の児童等の不安を軽減するように対応する。
- ・応急手当を優先しつつも、事故等の発生状況や事故発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心がけ、対応が一段落した時点でメモを整理する。(応援にかけつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する。)



### 【死戦期呼吸】

心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」(しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと)と呼ばれる呼吸が見られる場合もありますが、これは正常な呼吸ではありません。

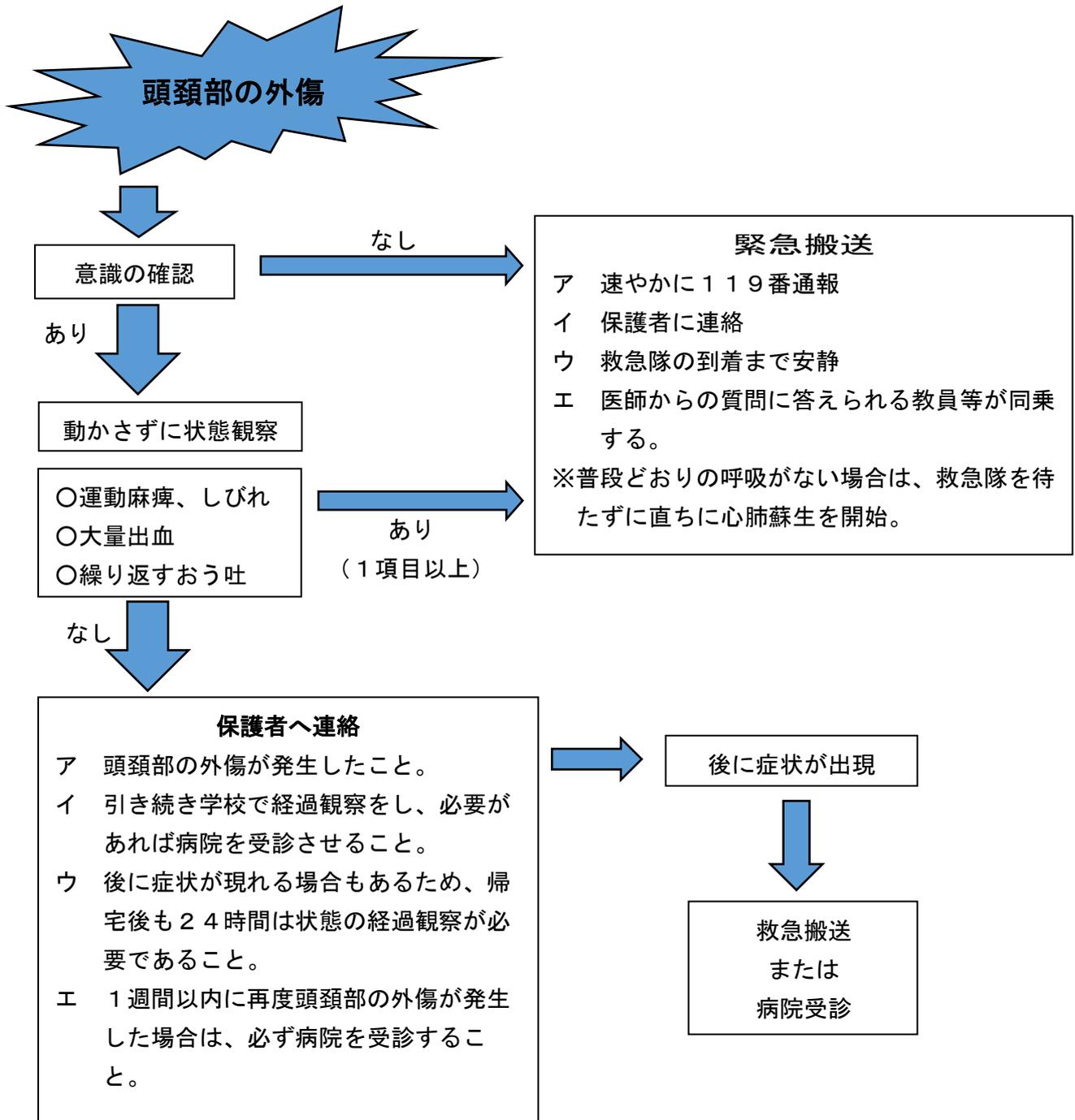
救命処置においては、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも留意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生とAED装着を実施する必要があります。

救急車を手配するために119番通報をすると、消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫のやり方などが分からない場合は、119番通報した際に電話を切らずに指示を仰ぐようにします。

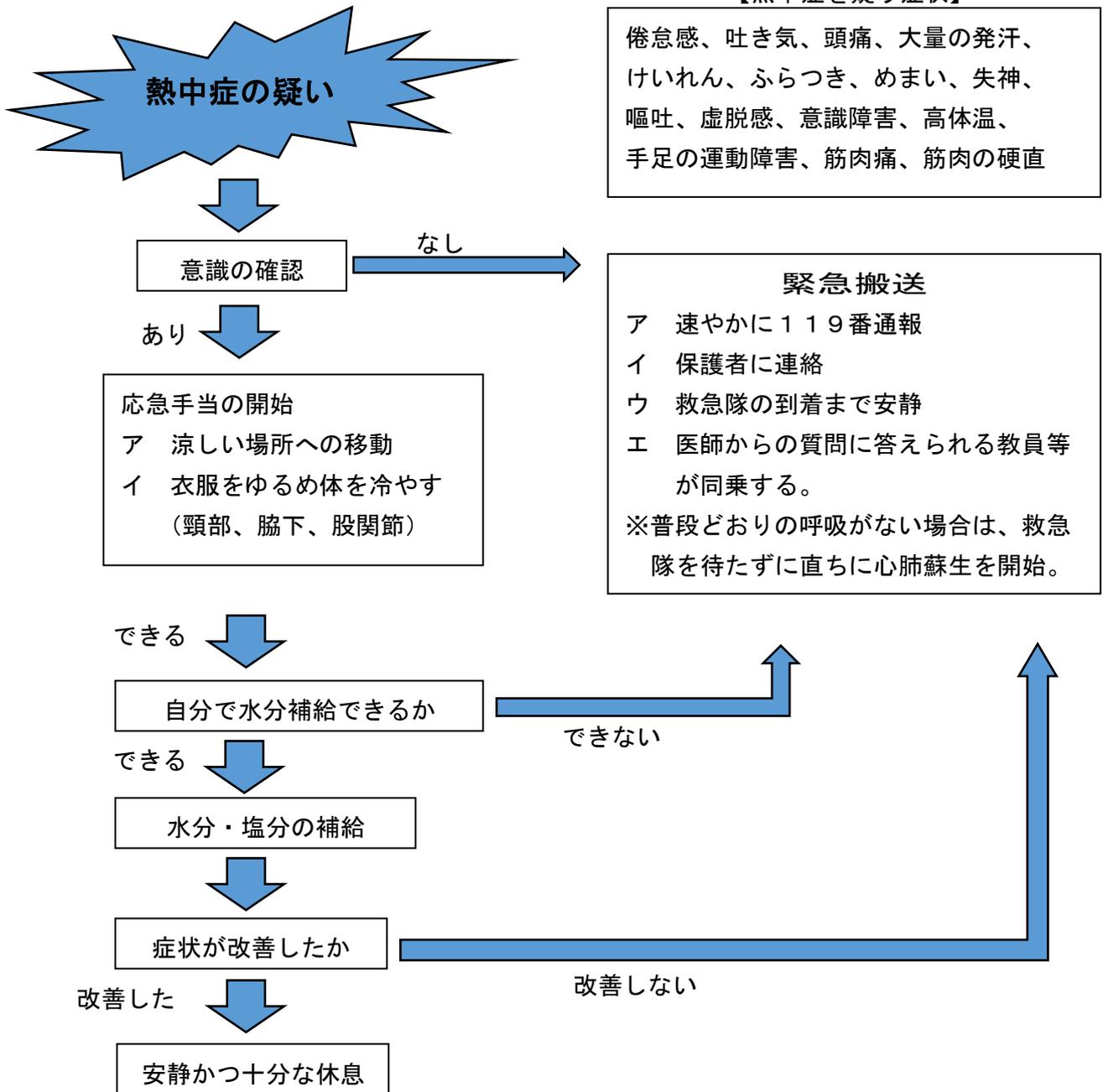
「学校の危機管理マニュアル作成の手引」より

(2) 様々な事故への対応

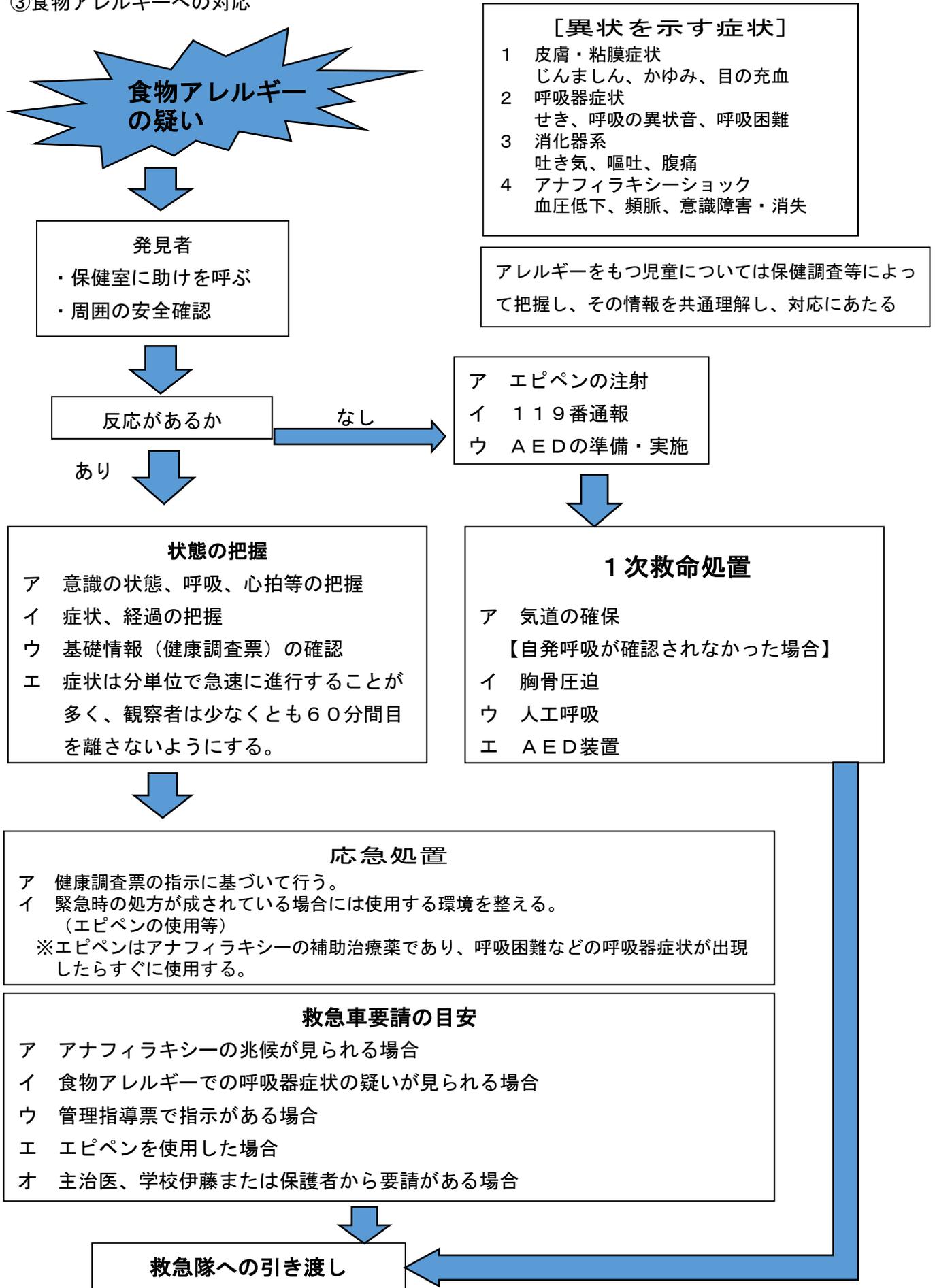
① 頭頸部外傷への対応



②熱中症への対応



③食物アレルギーへの対応



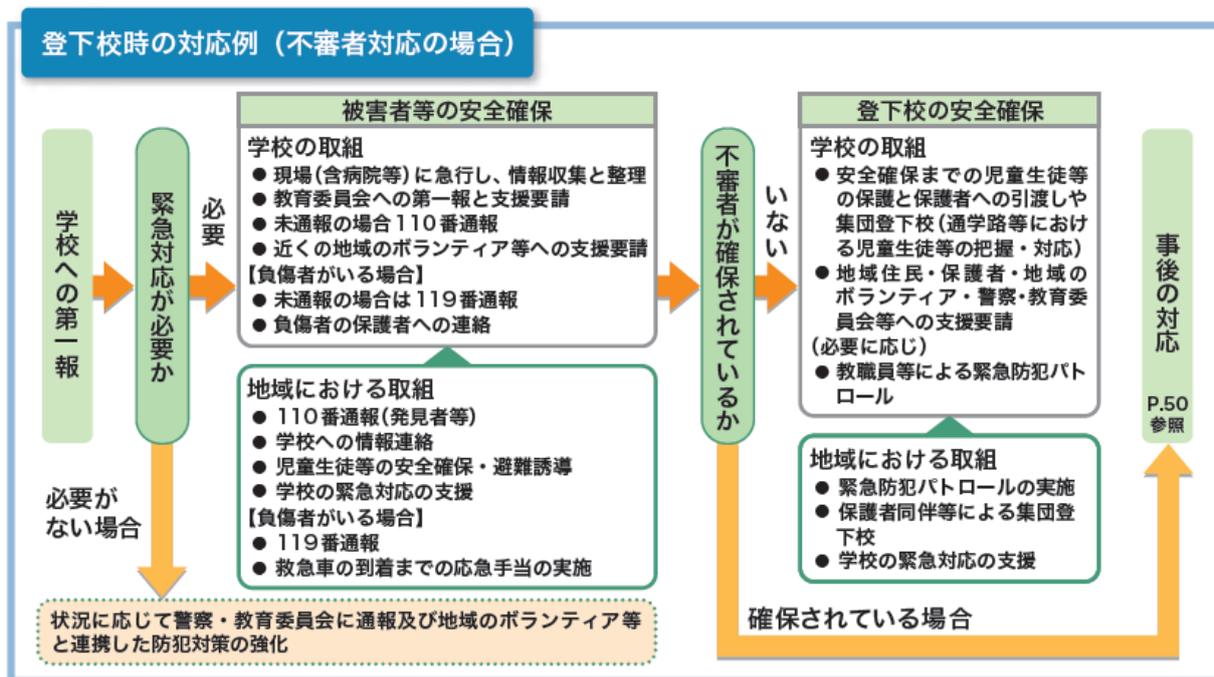
(3) 不審者侵入への対応

不審者の立ち入りへの緊急対応の例	はじめの対応	<p>(1) 学校関係者以外の学校への立ち入り</p> <p>(2) 不審者かどうかの判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員室に案内</li> <li>・退去を求める（不審者には躊躇せずに対応する）</li> </ul> <p>※対応のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○複数の職員での対応</li> <li>○危害を加える恐れはないか、凶器を持っていないかを確認</li> <li>○不審者の様子については、校外に退去したとしても通報</li> </ul>
	緊急事態発生時の対応	<p>(1) 通報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員へ緊急連絡</li> <li>・110番通報</li> <li>・教育委員会へ緊急連絡、支援要請</li> </ul> <p>(2) 児童の安全を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防御（暴力の抑止と被害拡大の防止）</li> <li>・不審者の移動阻止</li> <li>・全校への周知（男性の先生に体育館の鍵を依頼する放送）と児童等の掌握</li> <li>・避難誘導</li> <li>・警察による不審者の確保</li> </ul> <p>※対応のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員は児童の安全の確保</li> <li>○警察が到着するまで暴力の抑止のために多くの教員で防御</li> <li>○全児童の安否確認 （避難経路とタイミング、過剰に意識させない）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の確認</li> <li>○救急隊到着までの応急手当</li> <li>○速やかな119番通報</li> </ul> <p>※対応のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○逃げ遅れた児童はいないか</li> <li>○負傷の程度の救急隊への伝達</li> <li>○教職員の救急車への同乗</li> </ul> <p>★「負傷者がいない」の判断は全児童の安全確認後</p>
	事後の対応等	<p>(1) 事後の対応や措置をする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策本部の設置</li> <li>・情報の収集</li> <li>・保護者への説明</li> <li>・報告書の作成</li> <li>・心のケア</li> <li>・教育活動再開の準備</li> </ul>

市教委への報告（教頭）	青森市教育委員会 指導課 017-718-1869
	青森市教育委員会 浪岡教育課 62-3003

(4) 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応

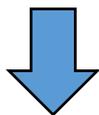
●登校時に緊急事態（不審者事案）が発生した場合



「学校の危機管理マニュアル作成の手引」より

【緊急対応が必要な事例】

- ・ 凶器を持った不審者が通学路の近くでうろついている。
- ・ 登下校中の児童等が不審者に襲われけがをした。
- ・ 不審者が登下校中の児童に声をかけ連れ去ろうとした。
- ・ 金品を奪われている。
- ・ 周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決していない。

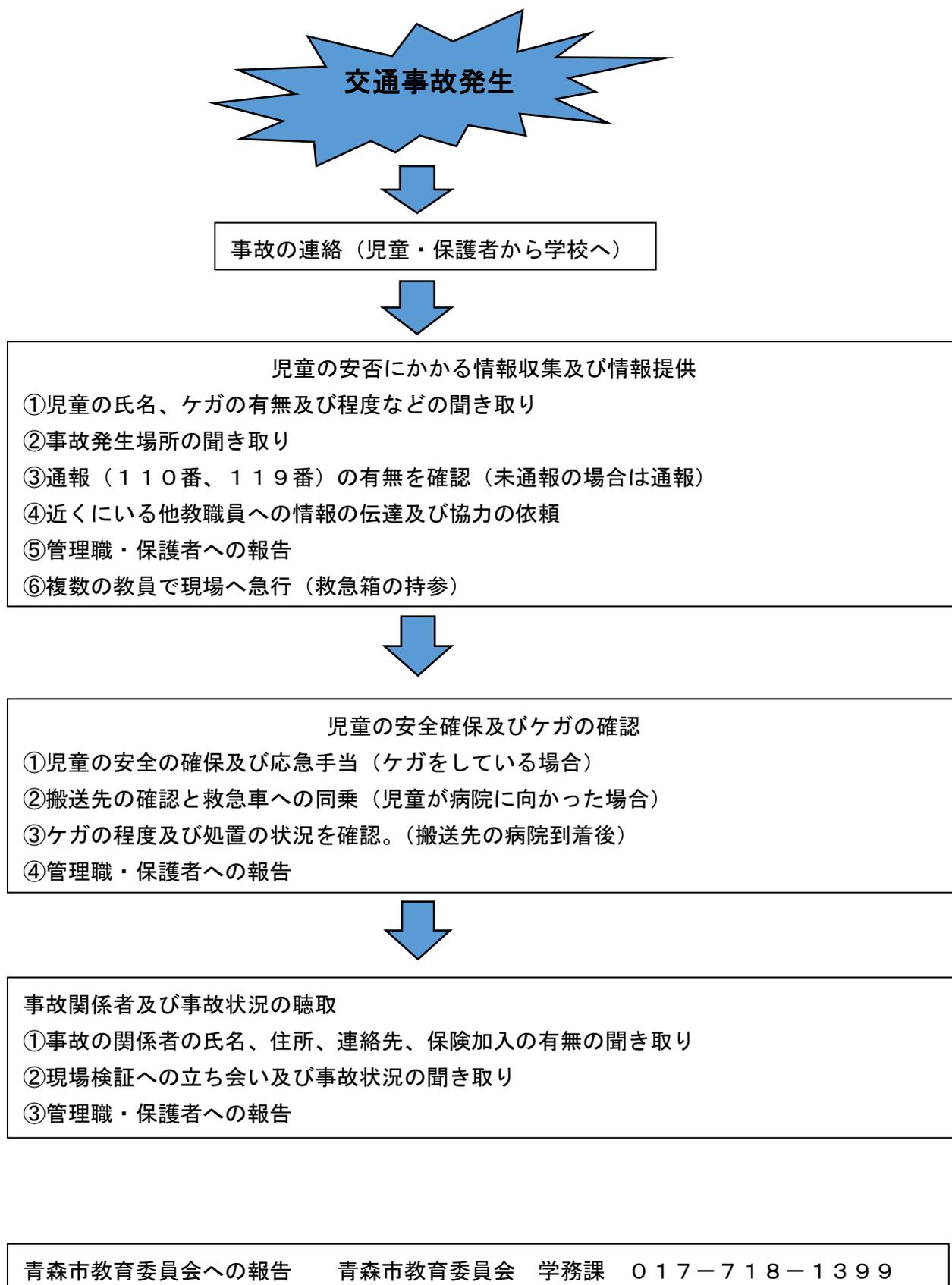


【学校の取組】

- ア 警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には通報を行う。負傷者がいる場合は119番通報する。
- イ 地域住民や地域のボランティア等の支援を得て、児童の安全確保を図る。
- ウ 現場（病院等を含む）に急行し、情報収集と整理を行う。  
児童等の現状…安否確認、負傷者の状況（病院に搬送されている場合は病院へ急行）  
不審者の状況…不審者が近辺にいると考えられる場合は警察が到着するまで児童等の安全確保を図り、対応状況を常に確認するようにする。
- エ 教育委員会への第一報と支援要請を行う。
- オ 被害に遭った児童等の保護者に連絡する。

(5) 交通事故への対応

●交通事故発生後の対応



●被害者・加害者にならないための事前の対策

<p>事故の実態把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童等の交通事故の実態を把握する (いつ、どこで、どのような事態が発生したのか)</li> <li>・ 歩安全行動の確認及び登下校時の行動観察 (横断時に確認しない、一時停止しないなど)</li> </ul>
<p>通学路の点検</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な通学路の点検 (交通事故に結びつく環境条件を特定と除去)</li> <li>・ 危険箇所の抽出、分析、管理 (通学環境の安全化)</li> </ul>
<p>児童への指導</p>	<p><b>【警察への通報】</b>          事故時の対応の理解          (速やかな通報、車両ナンバーの把握等)</p> <p><b>【加害者となった場合の責任】</b></p> <p>①刑事上の責任          (相手を死傷させた場合、重過失致死傷罪に問われる)</p> <p>②民事上の責任          (被害者に対して損害賠償金を支払う義務を負う)</p> <p>③行政上の責任 (運転免許の停止処分等を受ける)</p> <p>④道義的責任 (被害者を見舞い謝罪する)</p> <p><b>【その他留意点】</b></p> <p>①本人及び家族の心的に大きな負担が生じるだけでなく、将来の進路等への影響が出る場合もあること。</p> <p>②自転車に係る各種保険について周知を行う。</p>
<p>効果的な交通安全教育</p>	<p><b>【目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険予測、危険回避の学習を通じた安全な行動の実践</li> <li>・ 交通ルールに従った行動の実践</li> <li>・ 自分の力で自分を守る行動を適切に実践</li> </ul> <p><b>【実施方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主体的・対話的で深い学びのスタイル              (例) 交通安全マップ作り、モデリング、ミラーリング             <ul style="list-style-type: none"> <li>●モデリング…模範となる他者の行動を観察することで、その行動が習得されること。</li> <li>●ミラーリング…他者の行動の姿を観察して、自らの行動の姿を振り返ること。</li> </ul> </li> </ul>

(6) 火災発生時の対応



初期対応

①出火場所と状況の確認

[火災報知器の確認による]	[火災発見者からの報告による]
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動火災報知器の非常ベル作動</li> <li>・ 受信機の確認→出火場所の確認→校内放送による発生場所の伝達               <ul style="list-style-type: none"> <li>①現場に向かう</li> <li>②付近の教職員へ連絡</li> </ul> </li> <li>・ 本部 [職員室] に連絡</li> <li>・ 速やかに周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発見者は速やかに大声で叫ぶ</li> <li>・ 本部 [職員室] に連絡</li> <li>・ 近くの火災報知器ボタンを押し、火災発生状況を周知</li> </ul>

②消防署（119番）への連絡（対応例）

[消防署]	[通報者]
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火事ですか、救急ですか</li> <li>・ 住所をお願いします</li> <li>・ 出火場所はどこですか</li> <li>・ お名前をお願いします。</li> <li>・ 電話番号をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火事です。</li> <li>・ 青森市浪岡大字吉野田字平野51-2です。</li> <li>・ ○階の○○です。</li> <li>・ (職名)の○○××です。</li> <li>・ 0172-62-4202</li> </ul>

避難に向けて

職員室（校内放送等）	<p>「火災が発生しました。出火場所は○○です。近くの方はその場から離れてください。それ以外の方は先生の指示があるまで、その場でしゃがんで待っててください。」</p> <p>「火災は周囲に広がる可能性があります。先生の指示に従って直ちに避難を開始してください。」</p>
初期消火 負傷者の救出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災発生現場近くにいる教職員は、消火器、バケツ等で初期消火にあたる。</li> <li>・ 負傷者を火災現場から搬出し、応急手当をする。</li> </ul> <p>※初期消火限界の判断で避難する。</p>

## 避難

### ③人員点呼と報告

[授業時]	[休憩時または放課後]
<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業担当者は、児童を着席させ落ち着かせて、ハンカチを準備させる。</li> <li>・避難命令の指示で、出席簿を持ち、避難の誘導をする。</li> <li>・最後尾の教員は残留児童がいないか確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童はその場で放送の指示に従う。</li> <li>・担任（授業者）は教室を確認し、児童を誘導する。</li> <li>・授業の無い職員、最後尾の職員は残留児童がいないか確認する。</li> </ul>

※指定場所は原則として校庭

※避難後の児童の安全確認：児童→担任  
職員→教頭

### 消防隊への引継ぎ

- ・消防隊が到着したら、火災現場に迅速に到達できるよう支援
- ・消防隊の指揮本部に情報提供

### ④情報提供の内容

	優先して行う事項	状況に応じて行う事項
延焼の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出火場所</li> <li>・燃焼物及び燃焼範囲</li> <li>・危険物等の有無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出火原因</li> </ul>
避難の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逃げ遅れた者の確認</li> <li>・避難誘導状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等の確認</li> </ul>

### 避難後の学校の対応

校長・教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防機関と連携し被災状況の確認</li> <li>・二次災害等の危険性について把握</li> <li>・児童の下校について判断するための情報収集</li> </ul>
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防機関と連携し施設の被害状況調査</li> <li>・下校等が決定するまで安全確保（待機）</li> <li>・負傷者の確認と応急手当（程度に応じて救急車要請）</li> <li>・行方不明者がいる場合には直ちに消防機関等へ連絡</li> </ul>

### 児童の下校

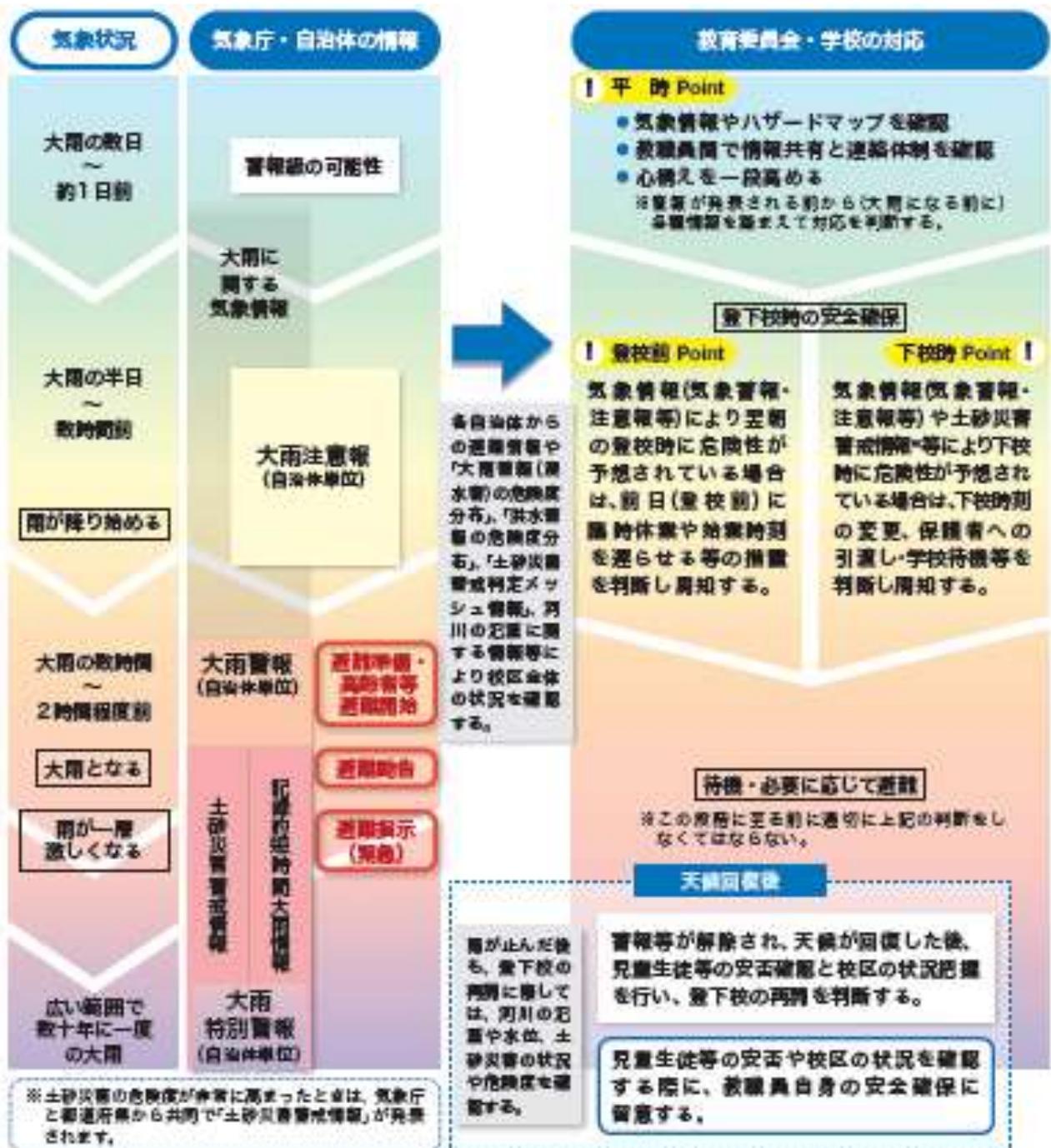
- ・保護者へマチコミメールや、学校HP等を活用し連絡する。
- ・通学路の安全を確認し帰宅させる。
- ・保護者の迎えに引き渡す場合は、担任が帰宅確認の記録を残す。

教育委員会への報告 指導課 017-718-1869 学務課 017-718-1399 浪岡教育課 62-3003

(7) 気象災害への対応

●気象災害発生時の対応例（下図は大雨の場合）

気象災害に関しては、時々刻々と変化する気象状況への対応が遅れないよう、順次発表される気象情報に対して、状況に即した的確な対応を、時間軸に沿って適時実行していくことが求められる。図の大雨発生時の対応例は、早期に情報を収集し、判断する手順を示したもので、これを参考に様々な気象災害発生時に適切に対応できるようにする。



「学校の危機管理マニュアル作成の手引」より

## ●気象災害への学校の対応上の留意点

### 【登校前】

- ① 気象庁が発表する気象情報・注意報等を収集し、大雨や暴風、波浪、高潮、大雪によって登校の危険が予想される場合は「臨時休業」や「始業時刻を遅らせる」等の措置を検討する。特に、雨や雪の降り始めやピークはいつか等、最新の情報を入手し、各自治体から発令される避難に関する情報（※高齢者等避難、避難指示等）も参考にしながら判断する。
- ② 大雪の場合は、雪崩や通学路の積雪状況等についても確認する必要がある。

### 【在校時】

- ① 教職員で分担して、学校や通学路を含めた周辺の状態を把握する。（道路の冠水、河川の水位、土砂崩れ、潮位等）ただし、教職員の安全を第一に配慮し、できる範囲の把握をする。
- ② 土砂災害や浸水によって学校以外の場所への避難が必要となる可能性がある場合は、早期に避難を検討する。
- ③ 大雪の場合は、雪崩や通学路の積雪状況等についても確認する必要がある。
- ④ 通学路や学校周辺の安全確認の状況を基に、登校前と同様に気象情報や避難に関する情報も参考にしながら「授業の打ち切り」「集団下校」「保護者への引き渡し」「学校待機」等の対応を判断する。ゲリラ豪雨等、急な大雨で災害が発生する可能性がある場合は、保護者が無理に迎えにくることがないようにしておく。

### 【情報共有・報告等】

- ① 臨時休業や授業打ち切り等の判断に際しては、教育委員会をはじめ近隣の学校等とも連絡を密に取りながら判断する。
- ② 判断した結果を教育委員会等へ報告し、全教職員で協力して対応に当たる。
- ③ 保護者等へ措置・対応等について、メール配信や電話連絡等を活用し連絡する。停電等により保護者と連絡が取れない場合も想定し、複数の連絡方法をあらかじめ決めておく必要がある。
- ④ 確実に連絡が届いているかどうかについても、確認する必要がある。
- ⑤ 学校からの休業等の連絡がなくても、自宅周辺において水があふれ出す等危険を感じたときは無理に登校させない判断が必要であることを保護者と共通に理解する。
- ⑥ 登校前や下校後の児童の安否確認も必要に応じて行う。
- ⑦ 学校が避難所となる場合もあることから、その対応についても自治体の防災部局と連携して準備しておく。

● 具体的対応例（在校時及び放課後における台風・暴風雪への対応）



※教職員が分担し、最新の情報を収集する。

児童の下校判断 → 校内での協議（浪岡中や女鹿沢小との連絡調整）

- ①授業や放課後の活動を継続することで、児童の下校が困難と判断される状況が生じているか。
- ②学校周辺地域が次のような状況となっているか。
- ア 記録的短時間大雨情報が発表された。
  - イ 土砂災害警報情報が発表された。
  - ウ 避難指示が発令された。
  - エ 通学路の安全確認ができない。

校長が決断（不在時は教頭）

下校させる場合	学校待機させる場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者へ連絡（マチコミメール・HP）</li> <li>・ 通学路の安全が確認された場合に限る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通学路の安全が未確認または不透明である。</li> <li>・ 交通機関の運行状況に問題が生じている。</li> </ul>

※安全が確認されるまで待機

保護者への引き渡し

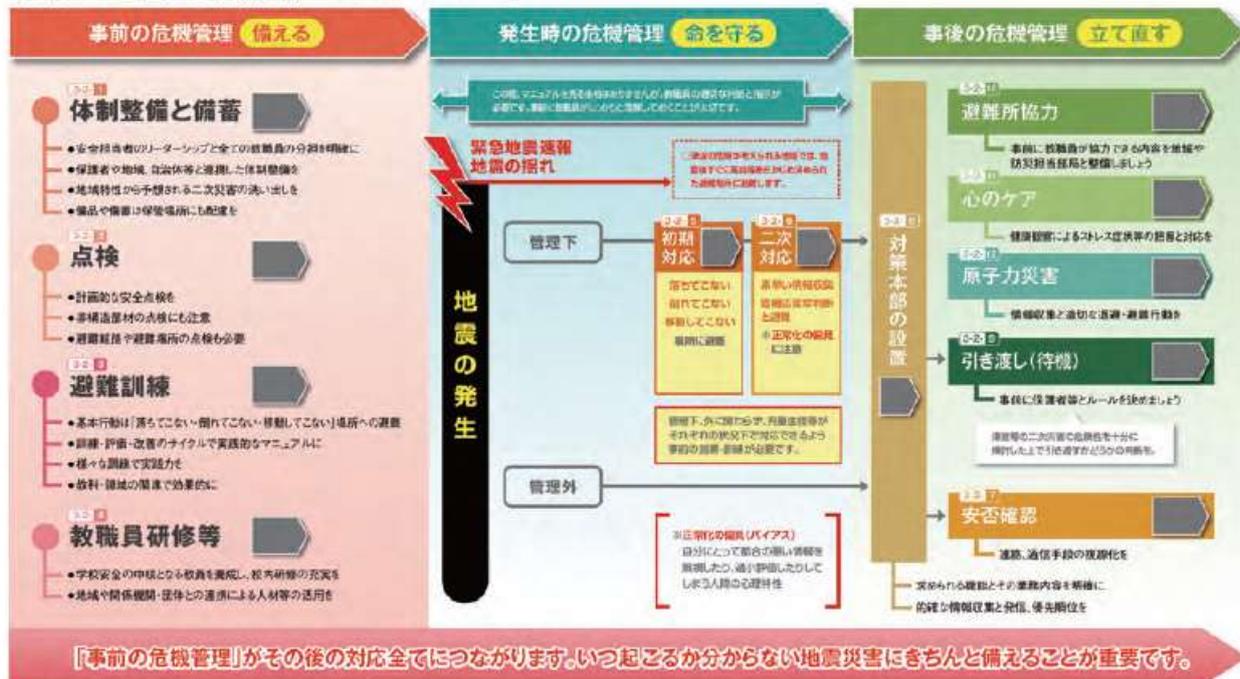
※保護者の迎えに引き渡す場合は、担任や学年が帰宅確認の記録を残す。

教育委員会への報告 浪岡教育課 62-3003

(8) 地震・津波への対応

●学校防災に係る取組

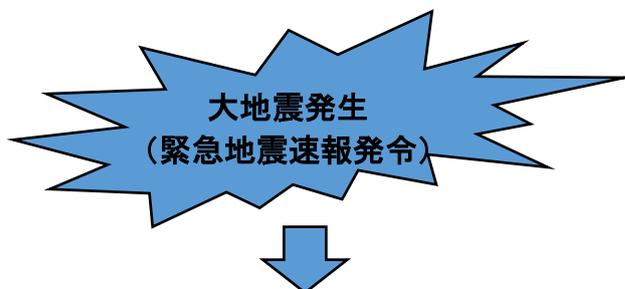
学校における地震防災のフローチャート



「学校防災マニュアル（地震、津波災害）作成の手引き」より

●具体的対応例

①授業日に発生

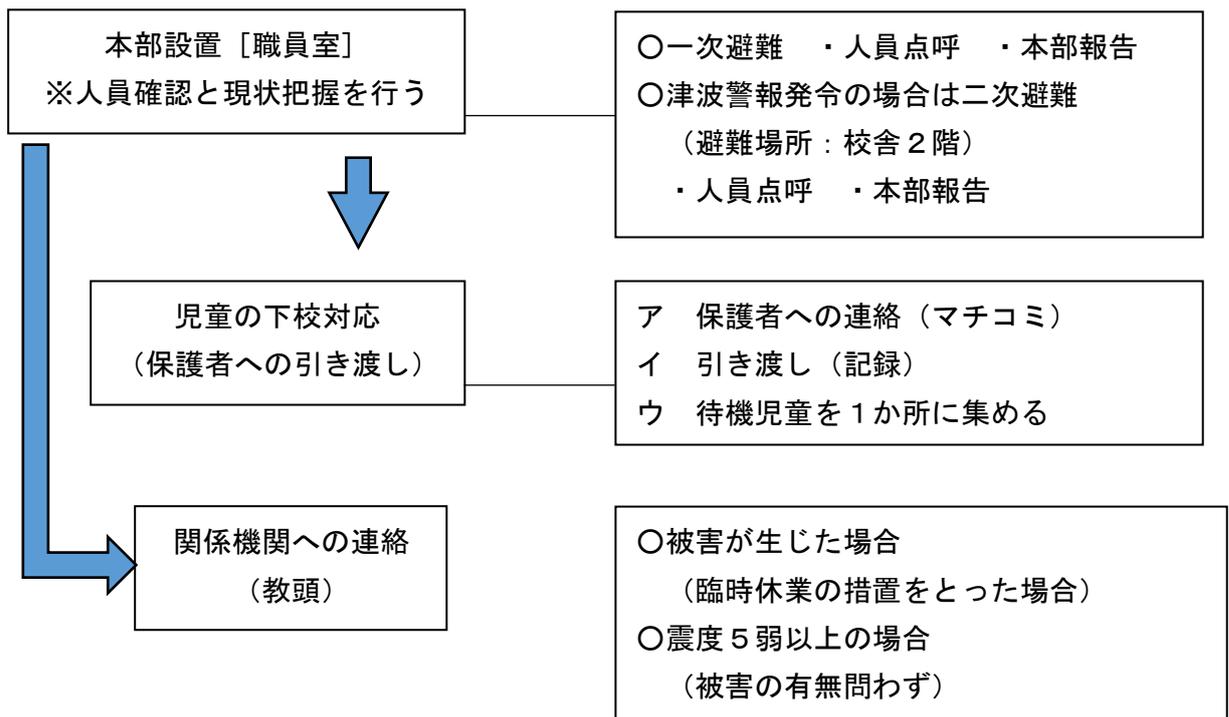


職員室	教室等
緊急放送 「地震です」 「机の下にもぐって頭を守りましょう。」 「体育館では中央に集まって、姿勢を低くし、手で頭を守ってください。」	担任・授業担当者〔授業・休み時間〕 ○机の下にもぐり頭部を保護させる ○揺れがおさまるまで待機させる

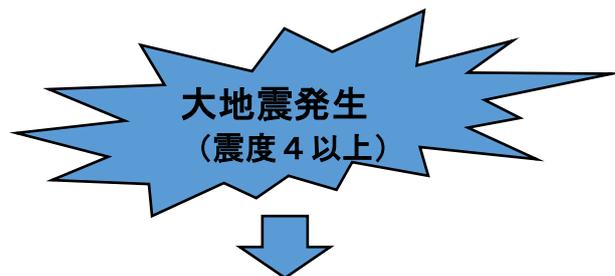
職員室	教室等
<p>[安全確認・状況確認]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○机の下にもぐり頭部を保護する。</li> <li>○揺れがおさまるまで待機する。</li> <li>○揺れがおさまったら施設設備の確認を行う。 (火災時は職員室へ報告)</li> <li>○気象庁からの情報を収集する。</li> </ul> <p>[一次避難所・指示内容決定・避難命令]</p> <p>揺れがおさまってから</p> <p>「揺れがおさまりました。先生の指示に従って避難してください。」</p>	<p>[避難までに]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○負傷者の確認 (応急処置の必要性の判断)</li> <li>○出入口の確保</li> </ul> <p>[放送確認]</p> <p>教職員は避難誘導</p>

↓ ↓

避難行動 (落ち着いて行動する)



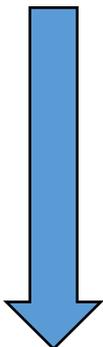
②夜間または休日に発生



○校長、教頭、浪岡在住教員又は教務は出校する。(震度5弱以上で全職員が出校する)  
○本部は職員室とする。  
※全職員出校の状況であっても病弱者、妊娠中の職員、幼児・児童を養育していて他に養育するものがないなどの職員については、対象外とする。



[出校した職員]  
○被害状況の点検を行う。  
(校舎内外の破損、倒壊物の有無、水道の異状の有無、停電の有無等)  
○被害状況の報告と集約(教頭)→校長



休校・授業の決定

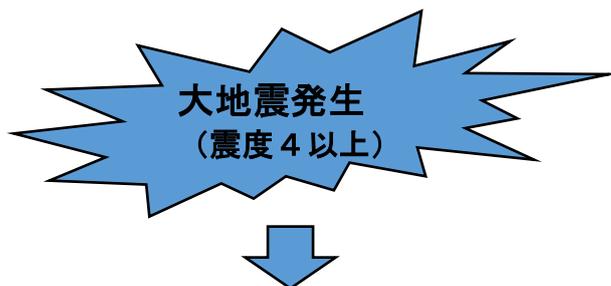
- ア 保護者への連絡(マチコミ・HP等)
- イ 登校した児童の対応
- ウ 家庭の判断で休んだ児童への対応
- エ 下校の対応
- オ 引き渡す場合は記録を残す

関係機関への報告(教頭)

- 被害が生じた場合  
(臨時休業等の措置をとった場合)
- 震度5弱以上の場合  
(被害の有無問わず)

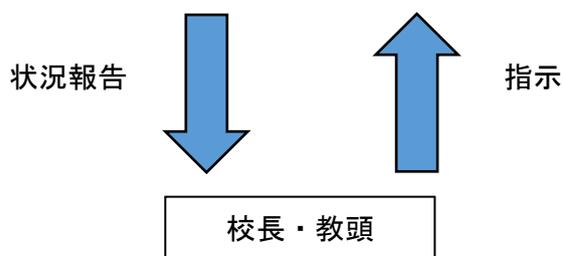
青森市教育委員会 学務課 017-718-1399  
青森市教育委員会 指導課 017-718-1869  
青森市教育委員会 浪岡教育課 62-3033

③校外活動実施中に発生



[引率者]

- 児童と職員の安全を最優先にする。
- 児童と職員の人員確認を行う。
- 負傷者等の確認を行う。  
(負傷者がいる場合は応急処置を行い、保護者に連絡する。)
- 避難場所への移動が可能か判断する。  
(可能な場合は避難場所へ移動する。不可能な場合はその場で待機する。)



校外活動における準備物等の留意事項

- 1 実施計画の作成  
活動場所及び移動経路上における避難場所の検討をしておく。
- 2 情報収集に役立つ機器等の携行  
発生後、直ちに情報が得られるようスマートフォン等を持参する。

※校舎が使用できないような状況の場合の二次避難先は吉野田農村センターとなっている。農村センターも不可の場合は野沢公民館となっている。

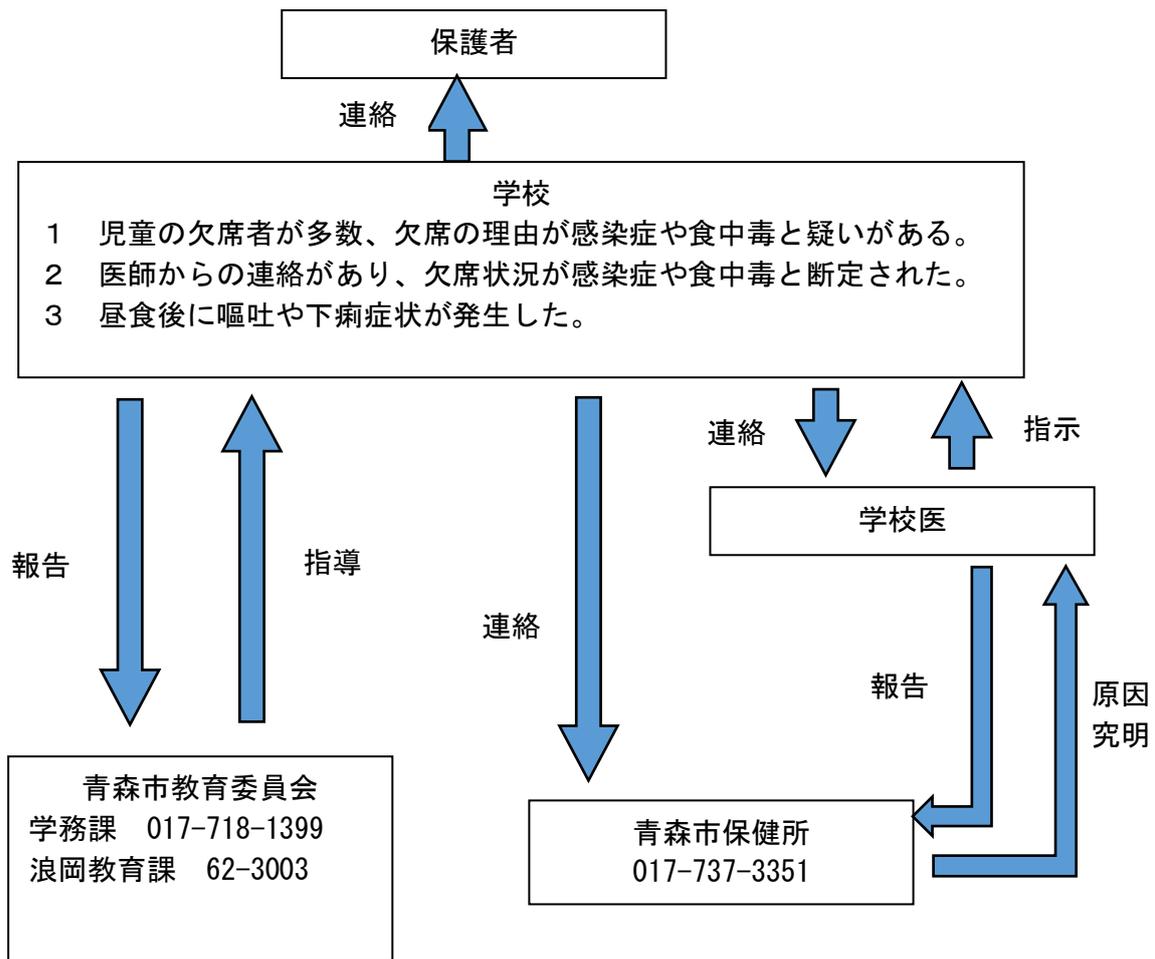
(9) 感染症・食中毒への対応

ア 一般的な感染症・食中毒への対応

●対応

学校においては、日頃から児童の健康状態の把握に努めるとともに、感染症と食中毒の集団発生、または、集団発生の疑いがあるときには、速やかに次のように対応する。

- ①児童一人一人の欠席状況及び健康状態の把握を行う。
- ②異状を訴える者や欠席者の欠席理由や症状に、腹痛・発熱・嘔吐・湿疹・風邪症状が共通してみられた場合など、感染症や食中毒の疑いがあるときは、直ちに学校医と相談して対策を講じる。
- ③感染症や食中毒が発生したときに保護者に対して行う緊急連絡は、情報が速やかに伝達されるようマチコミメール等を用いる。



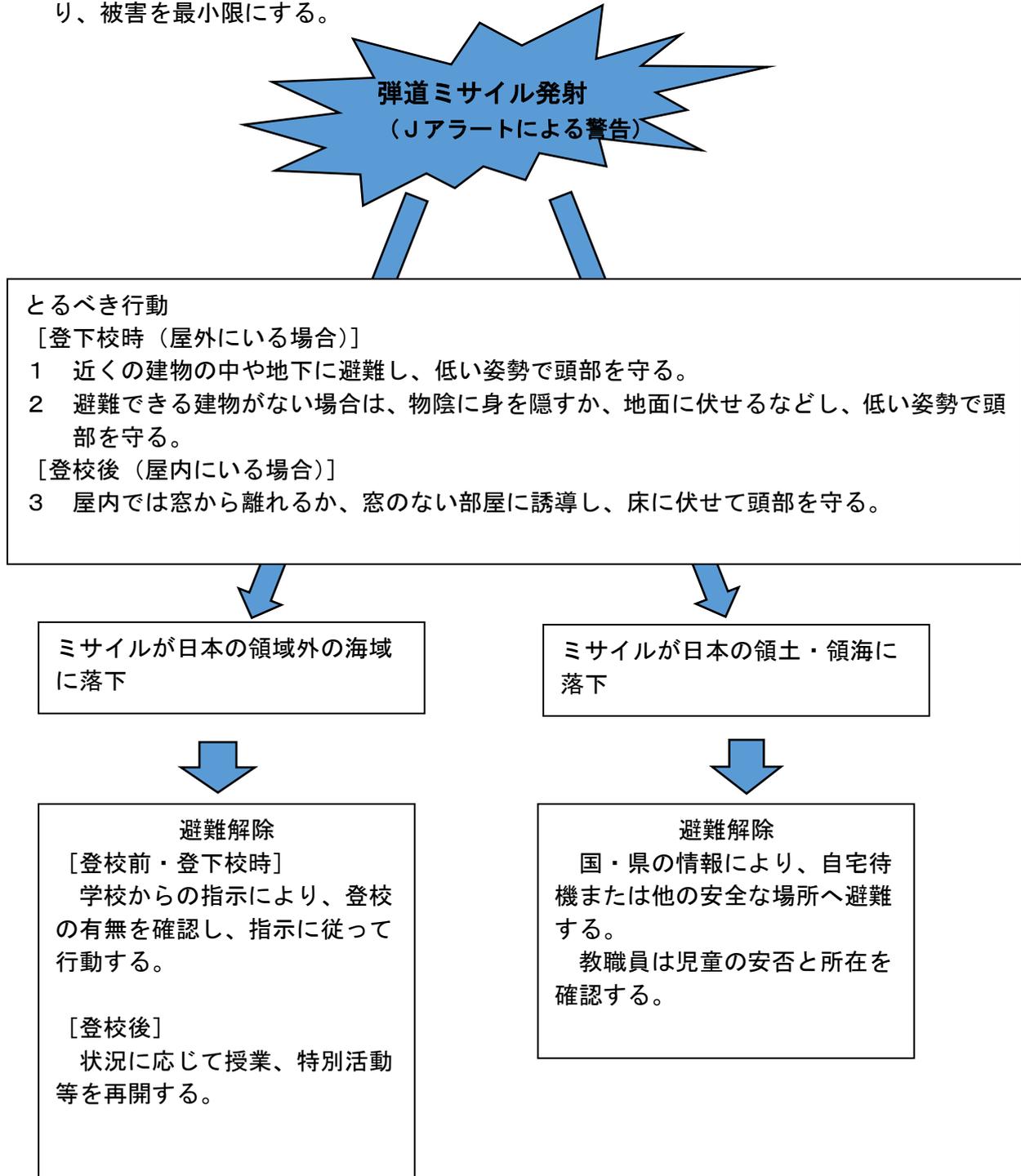
※新型コロナウイルス感染症への対応については、別紙「感染症対策マニュアル」を参照

(10) 新たな危機事象への対応

ア 弾道ミサイル発射に係る対応

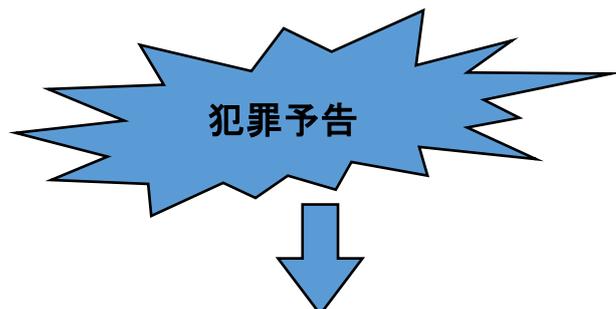
- ・ Jアラートによる緊急情報が発信された場合

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それから身を守る行動をとらなければならない。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にする。



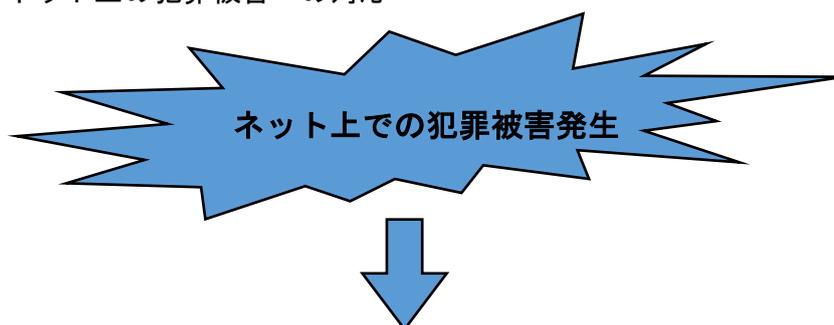
※落下物と思われるものを発見した場合には、決して近づかず、警察や消防署に連絡するよう児童へ指示する。

## イ 学校の犯罪予告・テロへの対応



- 1 相手から詳細に内容を聴取する。(いつ・誰が・どこで・何を・どのように)
- 2 管理職へ報告する。
- 3 警察に連絡し、教育委員会へ報告する。
- 4 児童の避難場所を確保する。
- 5 児童を避難させ、人員を確認する。
- 6 保護者へ連絡する。(状況報告・引き渡し時刻と場所の確認)
- 7 市教委へ報告(指導課 017-718-1869)

## ウ インターネット上の犯罪被害への対応



- 1 アップロードされた文書・画像等をすべて保存する。
- 2 管理職へ報告する。
- 3 被害生徒から情報を収集する。  
(事前に被害生徒と保護者から聞き取りの可否を確認する)  
①内容を知っているか ②加害者の心当たり ③内容に対する思い  
④保護者、友人等への相談状況
- 4 いじめ防止対策委員会を開催する。  
①事実確認 ②いじめの認否 ③対応方針の決定 ④教員の役割分担
- 5 被害生徒、加害者、保護者への対応  
(被害児童の心情を最優先し、保護者へ状況を丁寧に説明する。)
- 6 市教委へ報告(指導課 017-718-1869)

## 9 事後の危機管理

### (1) 安否確認の判断基準

校長は、下記の基準に該当する場合、その他必要と判断した場合に、教職員に指示して、児童の安否を確認する。

	安否確認実施基準（目安）
在校中・校外学習中	・事故、災害等の発生により、その場で身を守る行動（一次避難）以上の避難行動を取った場合
登下校中	・震度5弱以上の地震が発生した場合 ・津波警報、大津波警報が発令された場合 ・大雨等に関する5段階の警戒レベルのうち、レベル3（高齢者等避難）以上が発表された場合 ・青森市内（浪岡地区）で突風、竜巻、雷による被害が発生した場合 ・通学路上で、内水、河川の氾濫、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合 ・学区内で不審者等の情報が入った場合
夜間・休日・ 休暇中等 (学校管理外)	・震度5以上の地震が発生した場合 ・学区内で津波、気象災害、土砂災害等による大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 ・その他、学区内に多数の被害が同時発生（犯罪、テロ等）した場合など

### (2) 安否確認の役割分担・方法

安否確認の役割分担・方法は、原則として下表のとおりとする。

校長は下表の役割分担により安否確認を担当する教職員が不在・被災などのため対応困難な場合、直ちに代理の者を指名する。

	役割分担	方法	内容・集約・報告
在校中	授業中	各授業の担当教職員	名簿 負傷の有無や自宅、 家族の被災状況等
	休憩時間・放課後	学級担任	
	学校行事中		
校外学習中	引率教職員	名簿	各担当者 →情報集約（教頭） →校長 →教育委員会へ報告
登下校中	学級担任	保護者連絡先（電話、 メール）への連絡	
	学級担任以外	地域を分担に通学路 をたどる	
夜間・休日・休暇中等 (学校管理外)	学級担任（兄弟姉妹が在 籍する場合は、最年長児 童の学級担任）	保護者連絡先（電話、 メール）への連絡	

※電話・メールは利用不能な場合の代替手段

・災害伝言ダイヤル（171） ・災害伝言板（web171） ・SNS ・家庭訪問 ・避難所の巡回  
・次の方法による保護者への「学校への連絡」呼びかけ（学校HP、学校入口への掲示、避難所への掲示等）

(3) 集団下校・引渡しと待機

①事故・災害等に関する情報収集

校長は、情報収集担当者に指示し、多様な手段（web・地域の情報・担当の巡回等）をできる限り活用して、事故・災害等の発生状況・被害状況及び今後の見通し等に関する情報を収集する。

②集団下校・引渡し・待機の判断

校長は、得られた情報を総合的に勘案し、以下の判断基準を基に、児童の下校・引渡し・待機について判断する。判断は児童の安全を最優先で考える。

判断基準	対応
下記の全ての条件を満たす場合 ・震度4以下、各警報なし ・大雨警戒レベル3以上の発令なし ・大雨、洪水の警報なし ・各種情報により被害の発生がないと判断 等	集団下校
下記の全ての条件を満たす場合 ・震度5以上の地震 ・津波警報、大津波警報の発表無し ・大雨警戒レベル4以上の発令なし 等	保護者への引渡し
下記のいずれかに該当する場合 ・津波警報又は大津波警報の発表 ・大雨警戒レベル5の発令 ・校区内での凶器を持った不審者の身柄拘束が未了 ・竜巻注意情報の発表 等	待機

③集団下校

校長は集団下校の実施を判断した場合、以下の対応を指示する。

災害対策本部 (校長・教頭・ 教務主任・学校 安全担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団下校実施時刻の決定</li> <li>○一斉メール配信・HPを用いた保護者への連絡               <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団下校を実施する旨、その実施時刻</li> <li>・待機を希望する場合等の連絡先、申し出期限</li> <li>・通学路での見守り協力等依頼</li> </ul> </li> <li>○通学路の見守りボランティア等への連絡</li> <li>○児童クラブ等への連絡</li> <li>○（必要と判断される場合）地区担当教職員へ、集団下校の同行を指示</li> <li>○教育委員会への報告</li> </ul>
地区別担当の 教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区別名簿を用い、担当地区の児童の氏名・人数を確認</li> <li>○地区別に児童を集め、安全指導</li> <li>○本部の指示があった場合、集団下校に同行</li> </ul>

#### ④保護者への引渡し

校長は保護者等への引渡しの実施を判断した場合、以下の対応を指示する。

災害対策本部 (校長・教頭・ 教務主任・学校 安全担当)	○引渡し場所の指定→学級担任に準備を指示 ○メール配信、HP等を通じて保護者へ連絡 ○引渡し状況に関する情報の集約 ○教育委員会への報告
学級担任等	○引渡し準備 ○引渡し場所へ移動 ○引渡しを実施 ○記録
	○引渡し補助

#### ⑤待機

校長は、集団下校・保護者等への引渡しのいずれも実施せず、待機すると判断した場合、以下の対応を指示する。

災害対策本部 (校長・教頭・ 教務主任・学校 安全担当)	○待機場所の安全の確保 ○メール配信、HP等を通じて保護者へ連絡 ○事故・災害等に関する情報の収集 ○教育委員会に報告 ○必要に応じて食料等の確保
学級担任等	○学級別に児童の保護
その他の教職員	○災害対策本部の指示に従い、必要な対応

#### ⑥校外活動中の対応

校長は、校外活動中に事故・災害が発生した場合、引率責任者と連絡・協議の上、校外活動の中止及び児童の引渡し方法を判断する。通信手段の途絶等により、校長と校外学習中の教職員との連絡が取れない場合は、引率責任者が校長に代わり、この判断を下すものとする。

#### (4) 児童、保護者への説明

校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校児童及び保護者に対してもその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災児童等の保護者に対して説明内容の確認を依頼し、説明実施についての承諾を得る。

【児童・保護者への説明を実施する事故・災害等の基準】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡事故</li> <li>・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病</li> <li>・ 複数の児童、教職員が被災するなど重篤な事故、災害</li> <li>・ その他</li> </ul>

##### ①児童への説明

児童に対しては、緊急集会等の開催、又は学年、学級ごとの説明を行い、概要を説明する。その際、心のケアにも配慮する。必要に応じてスクールカウンセラーの助言を受ける。

##### ②保護者への説明

保護者に対しては、まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者終会等を開催する。

(5) 報道機関への対応

①対応窓口の一本化

校長は、報道機関への対応が必要とされた場合、青森市教育委員会に連絡し、学校・委員会のいずれが対応窓口となるかについて協議する。協議の結果を受けて窓口を一本化する。

②報道機関への対応の留意点

- 正確な事実情報の提供
- 誠意ある対応
- 公平な対応
- 報道機関への要請
- 取材者の確認と記録
- 明確な内容

(6) 教育活動の継続

児童の安全が一旦確保された後は、その後の対応や対策についての方針と具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定する。

**【学校再開に向けた検討の流れ】**

- 1 校舎内の安全な場所で学習スペースを確保する。校舎が使えない場合は、他校を使用できないか検討する。
- 2 事故等の発生現場の使用は避け、校舎の使用計画を変更する。
- 3 養護教諭・スクールカウンセラーや学校医等と連携し、児童の心身の状態に配慮しながら検討する。

※学校避難所運営との調整（例）

	災害状況等	避難所の状況	協力内容として考えられる例
救命避難期	(直後～) ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震 等	<div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; display: inline-block;">事故等発生</div> ↓ <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">地域住民等の学校への避難</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設設備の安全点検</li> <li>● 開放区域の明示</li> <li>● 駐車場を含む誘導 等</li> </ul>
生命確保期	(数分後～) 消防・警察・自衛隊等の救助開始  近隣地域等からの救援物資等	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">避難所の開設</div> ↓ <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">避難所の管理・運営</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 名簿作成</li> <li>● 関係機関への情報伝達と収集</li> <li>● 水や食糧等の確保</li> <li>● 備蓄品の管理と仕分け、配付等</li> <li>● 衛生環境整備</li> </ul>
生活確保期	(数日後～) 応急危険度判定士による安全点検	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">自治組織の立ち上がり</div> ↓ <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">自治組織の確立</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治組織への協力</li> <li>● ボランティア等との調整</li> <li>● 要援護者への協力 等</li> </ul>
学校機能再開期	(数週間後～) 仮設住宅等への入居等	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">避難所機能と学校機能の同居</div> ↓ <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">避難所機能の解消と学校機能の正常化</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校機能再開のための準備</li> </ul>
		<div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; display: inline-block;">日常生活の回復</div>	

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」より

(7) 児童や教職員の心のケア

- ・急性ストレス障害（Acute Stress Disorder 通称 ASD）  
 事故等に児童が遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、そのときの出来事を繰り返し思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情著不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障を来すこと。
- ・心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder 通称 PTSD）  
 ASD の状態が事故等の遭遇後、1 ヶ月以上長引く場合。事故等の発生直後から児童や保護者に対する支援を行い、PTSD の予防と早期発見に努め、なるべく長期にわたって心のケアを実施する。
- ・心のケア  
 被害児童の保護者や教職員は、自らのことを後回しにしたり、心身の不調に対し鈍感になったりすることがあり、心のケアが必要になる場合が多い。被害児童にとっては、周囲にいる保護者や教職員によって精神的に安定した状態を維持する。このため、保護者や教職員は自分自身の心身の不調に早めに気づき、意識的に休息したり、相談したりするなど、心のケアが大切であることを理解する必要がある。被害児童の心のケアが長期にわたることもあるため、進学や転校した場合においても、心の健康状態の把握や支援体制等を継続して行われるよう、学校間で引継等の連携を十分に図る。



「学校の危機管理マニュアル作成の手引」より

(8) 調査・検証・報告・再発防止等

①青森市教育委員会への報告と支援要請

校長は、発生した事故・災害等が報告事案に該当する場合、速やかに電話にて第1報をする。その後、事実の整理を行い、文書での報告を行う。また、状況によって、人員の派遣や助言等の支援を要請する。

②基本調査の実施等

校長は事故・災害等が発生した場合、事実関係の情報を収集・整理するため速やかに調査対象を決め、調査体制(管理職を中心とする)を整え、情報収集をするなどして「基本調査」を実施する。その際、問題点、改善点がある場合は再発防止策に反映させる。

【参考】医療機関一覧

体育の時間等に負傷し、医療機関を受診させる際は、移送する前にあらかじめ電話を入れるとともに、管理職と養護教諭への報告をする。

1 学校医・学校歯科医・学校薬剤師一覧表

科	氏名	勤務先	住所	電話番号 (FAX)
内科	田村 悌	田原小児科医院	青森市浪岡大字浪岡細田 103-1	0172-62-4137 (0172-62-9611)
耳鼻科	佐々木 均	ささき耳鼻咽喉科 クリニック	青森市浪館字泉川22-7	017-739-6687 (017-739-7889)
眼科	對馬 敬子	青森県立中央病院 非常勤	青森市東造道2-1-1	017-734-3637 (自宅)
歯科	笹森 大資	笹森歯科医院	青森市浪岡大字浪岡字川 合81-11	0172-62-7227 (0172-62-7227)
薬剤師	村林 学	村林薬局	青森市浪岡大字浪岡字細 田144-3	0172-62-3079 (0172-62-1276)

2 近隣の医療機関等

機関名	電話番号
青森市立浪岡病院	0172-62-3111
独立行政法人国立病院機構 青森病院	0172-62-4055
津軽保健生協 津軽病院	0172-62-3101
大竹整形外科医院	0172-62-3300
黒石病院	0172-52-2121
とよおかクリニック	0172-62-9333
八巻内科医院	0172-62-3026
青森市民病院	017-734-2171
青森県立中央病院	017-726-8111
浪岡消防署	0172-62-3119
(救急医療情報)	0172-62-2999
青森消防本部(救急病院紹介)	017-722-2211
浪岡タクシー	0172-62-5111

## 災害時における対応について

令和〇年4月〇日 青森市立浪岡野沢小学校

### 地震（震度4の場合）

- 1 児童登校前 保護者の判断による  
お子さんの安全を最優先に考え、登校は保護者の判断に任せます。  
※ 登校しなくても欠席とはしません。また、登校が遅れても遅刻とはしません。  
(その場合、必ず学校への連絡をお願いします)
- 2 児童登校中  
(1) ブロック塀などのそばに寄らず、安全を確かめ、身をかがめます。  
(2) 揺れがおさまったら、近くの家の人に話をして、学校か家に連絡をお願いしてください。
- 3 児童在校中 校長の判断による  
原則として、校舎等に被害がなければ、そのまま勉強をします。  
※校舎等に被害があった場合は、**保護者引き渡しとします。保護者または家族の方が学校へ迎えに来てください。確認の上、引き渡します。**

### 地震（震度5弱以上の場合）

- 1 児童登校前 保護者の判断による  
(1) ご家庭で待機させてください。余震も考えられます。  
※登校してもらう場合には、学校から連絡します。(マチコミメール・電話)
- 2 児童登校中  
(1) ブロック塀などのそばに寄らず、安全を確かめ、身をかがめます。  
(2) 揺れがおさまったら、近くの家の人に話をして、学校か家に連絡をお願いしてください。
- 3 児童在校中 校長の判断による  
**原則として、保護者引き渡しとします。保護者または家族の方が学校へ迎えに来てください。確認の上、引き渡します。** なお、迎えに来られるまで、お子さんを学校に待機させます。

### 地震(校外での学習中の場合)

- (1) 震度3と4の場合は、安全状況を確認して、継続するか途中で中止するか判断します。
- (2) 震度5弱以上の場合は、学習を中止して、学校に戻ります。  
※道路の状況等で帰校が困難な場合は、見学先や近隣のビルに避難待機します。

### 大型台風（暴風雨）の場合

※市教委からの指示または天気予報等により、前日のうちに判断し、各家庭に連絡します。  
(児童在校中…文書で 児童下校後…マチコミメール・電話で)

以下は、急な天候の変化による場合の対応となります。

- 1 児童登校前 保護者の判断による
  - (1) お子さんの安全を最優先に考え、登校は保護者の判断に任せます。  
※登校しなくても欠席とはしません。また、登校が遅れても遅刻とはしません。  
(その場合、必ず学校への連絡をお願いします)
- 2 児童登校中
  - (1) 川などのそばに寄らず、安全を確かめます。
  - (2) 近くの家の人に話をして、学校か家に連絡をお願いしてください。
- 3 児童在校中 校長の判断による
  - (1) **原則として、保護者引き渡しとします。保護者または家族の方が学校へ迎えに来てください。確認の上、引き渡します。**
  - (2) 迎えに来られるまで、お子さんを学校に待機させます。
  - (3) 下校時刻を早めて、教師が引率して集団下校する場合があります。  
※ 家に誰もいない場合は、学校で待機させています。

#### **保護者引き渡しについて**

- (1) 玄関ホール（または体育館）で児童を引き渡しいたします。  
※お迎えに来た方は、受付で児童氏名をお伝えください。  
※祖父母の方で、迎えの登録をされている方にも事前にお知らせください。
- (2) 児童館やすみれ保育園にも、学校から引き渡しになったことを電話連絡いたします。
- (3) マチコミメールの開封確認の状況を見て、開封されていないご家庭には、電話連絡をする場合があります。
- (4) 迎えが遅くなる場合は、学校にご連絡ください。お子さんを図書室で待たせていますので、迎えは、図書室に変更になります。